省　令

○総務省令第九十六号

日本郵政株式会社の経営委員会の議事録に関する規則を廃止する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

総務大臣　松本　剛明

日本郵政株式会社の経営委員会の議事録に関する規則を廃止する省令

日本郵政株式会社の経営委員会の議事録に関する規則（平成十八年総務省令第七十二号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十五号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

文部科学大臣　盛山　正仁

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二千二十三年の禁止表」を「二千二十四年の禁止表」に、「二千二十三年一月一日」を「二千二十四年一月一日」に改める。

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○国土交通省令第九十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、港湾調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港湾調査規則の一部を改正する省令

港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように順次改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（集計事項及び集計方法）	（集計事項及び集計方法）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　都道府県知事は、前項の規定により集計表を提出したときは、前条第一項の規定により報告された調査票の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（前条第二項の規定により調査票への記入を要しないこととされた事項に係るものを含む。以下「調査票情報等」という。）を国土交通大臣に送付しなければならない。	2　国土交通大臣は、前項の規定により提出された集計表を審査整理し、甲種港湾にあつては月次別及び年次別、乙種港湾にあつては年次別に全国集計をするものとする。
3　国土交通大臣は、第一項の規定により提出された集計表を審査整理し、甲種港湾にあつては月次別及び年次別、乙種港湾にあつては年次別に全国集計をするものとする。	（結果の公表）
（結果の公表）	**第十四条**　国土交通大臣は、第十条第二項の規定による集計を港湾統計として編さんし、甲種港湾については月報及び年報を、乙種港湾については年報を次の期日までに公表する。
第十四条　国土交通大臣は、第十条第三項の規定による集計を港湾統計として編さんし、甲種港湾については月報及び年報を、乙種港湾については年報を次の期日までに公表する。	月報　調査月の翌翌月末日
月報　調査月の翌翌月末日	年報　調査年の翌年十二月末日
年報　調査年の翌年十二月末日	（調査票等の保管）
（調査票等の保管）	**第十五条**　（略）
第十五条　（略）	2　国土交通大臣は、集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、これを永年保存する。
2　国土交通大臣は、調査票情報等及び集計表を収録した電磁的記録を作成し、これを永年保存する。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

規　則

○公正取引委員会規則第三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び公正取引委員会が所管する関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

公正取引委員会委員長　古谷　一之